（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百三十五人以内及び調査官三百二十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官九十七人以内及び審理官百四十三人以内を置く。

［２・３　略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百人以内、教育官四十九人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課

教務課

研究部

総合教育部

専門教育部

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十八条第一項第三号及び第六号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［二～五　略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千五百四十人以内を置く。

２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第一項第三号から第七号まで、第四百六十八条の二各号、第四百六十八条の三第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条各号、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百四十人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百七十五人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千八十一人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百三十五人以内及び調査官三百三十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官九十七人以内及び審理官百四十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百人以内、教育官四十七人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課

教務課

研究部

総合教育部

専門教育部

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十八条第三号及び第六号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［二～五　同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千五百一人以内を置く。

２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第三号から第七号まで、第四百六十八条の二第一号から第七号まで、第四百六十八条の三第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条各号、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（国税調査官）

第四百八十六条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税調査官二百三十九人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百六十六人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千七十七人以内を置く。

２　［同上］